

上場申請のための有価証券報告書

(の部)

上場申請会社

三井住友海上グループホールディングス株式会社

提出会社

三井住友海上火災保険株式会社

【表紙】

【提出書類】 上場申請のための有価証券報告書（ の部）

上場申請会社である三井住友海上グループホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、株式移転により平成20年4月1日に設立される予定であります。

（注）1 本報告書提出日である平成20年2月1日においては、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定日である平成20年4月1日現在の状況について説明する事前提出書類であるため、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

2 本報告書の提出会社である三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」といいます。）についての有価証券報告書等の開示書類は、EDINET「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」をご参照ください。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇 殿

【提出日】 平成20年3月3日

【会社名】 三井住友海上グループホールディングス株式会社

【英訳名】 Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 江 頭 敏 明

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川二丁目27番2号

【電話番号】 下記三井住友海上の連絡先をご参照ください。

【事務連絡者氏名】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

（上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 三井住友海上火災保険株式会社

【英訳名】 Mitsui Sumitomo Insurance Company, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 江 頭 敏 明

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川二丁目27番2号

【電話番号】 東京(3297)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 三井住友海上火災保険株式会社
文書法務部課長 菅 野 博 康

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川二丁目27番2号

【電話番号】 東京(3297)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 三井住友海上火災保険株式会社
文書法務部課長 菅 野 博 康

目 次

表紙	1
第一部 【組織再編成に関する情報】	4
第1 【組織再編成の概要】	4
1 【組織再編成の目的等】	4
2 【組織再編成の当事会社の概要】	8
3 【組織再編成に係る契約】	9
4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	16
5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	16
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	17
7 【組織再編成に関する手続】	18
第2 【統合財務情報】	19
第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】	21
第二部 【企業情報】	22
第1 【企業の概況】	22
1 【主要な経営指標等の推移】	22
2 【沿革】	24
3 【事業の内容】	24
4 【関係会社の状況】	25
5 【従業員の状況】	26
第2 【事業の状況】	27
1 【業績等の概要】	27
2 【保険引受及び資産運用の状況】	27
3 【対処すべき課題】	27
4 【事業等のリスク】	27
5 【経営上の重要な契約等】	29
6 【研究開発活動】	29
7 【財政状態及び経営成績の分析】	29

第3	【設備の状況】	30
1	【設備投資等の概要】	30
2	【主要な設備の状況】	30
3	【設備の新設、除却等の計画】	30
第4	【上場申請会社の状況】	31
1	【株式等の状況】	31
2	【自己株式の取得等の状況】	35
3	【配当政策】	35
4	【株価の推移】	35
5	【役員の状況】	36
6	【コーポレート・ガバナンスの状況】	41
第5	【経理の状況】	43
第6	【上場申請会社の株式事務の概要】	44
第7	【上場申請会社の参考情報】	45
1	【上場申請会社の親会社等の情報】	45
2	【その他の参考情報】	45
第三部	【上場申請会社の保証会社等の情報】	46
第四部	【上場申請会社の特別情報】	47
第1	【最近の財務諸表】	47
第2	【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	48

第一部 【組織再編成に関する情報】

第1 【組織再編成の概要】

1 【組織再編成の目的等】

(1) 株式移転の目的及び理由

三井住友海上グループは、国内の損害保険事業を中核とし、生命保険事業、海外事業、金融サービス事業、リスク関連事業を幅広く展開し、事業の発展と多様化を図ってまいりました。企業品質を競争力として永続的に発展する世界トップ水準の保険・金融グループを目指す中期経営計画「ニューチャレンジ10（三井住友海上グループ中期経営計画・2007年度～2010年度）」実現のために、持株会社体制へ移行することにより、三井住友海上グループが展開する事業それぞれにおいて、市場に即した迅速かつ機動的な事業展開と事業運営を行うと同時に、シナジーを追求してグループの総合力を最大限発揮していくことを目指してまいります。

経営管理の高度化、グループシナジーの追求

- ・新設する持株会社が、グループ全体の戦略立案、経営資源配分、グループ会社の監視・監督等の全体統括に特化し、持株会社を核としたグループのコーポレートガバナンス体制を確立します。それによって経営管理、リスク管理、コンプライアンス態勢を強化し、グループの経営課題を明確化して迅速な対応を実現してまいります。
- ・戦略的事業を担うグループ会社の顧客基盤や事業ノウハウをいかし、グループ全体最適の観点から、グループ会社横断で戦略的取組みを展開してまいります。
- ・グループ内の共通業務をくくりだして集約し、共同で活用する体制を整備することによって、グループ全体の業務品質と効率性の向上を実現してまいります。

意思決定の迅速化

- ・グループ会社がそれぞれの事業領域において執行に専念できる体制を構築し、迅速な意思決定による機動的な市場対応を実現してまいります。そのために戦略上の位置づけ・責任を明確にしたうえでグループ会社に権限委譲を進めてまいります。

多様な事業体制、人事制度を通じた人財の育成

- ・グループ会社それぞれの事業領域や市場環境に応じた経営・組織体制、人事制度を導入することにより、三井住友海上グループの役職員の活動領域を拡大し、潜在力を最大限発揮してまいります。
- ・役職員の希望・能力をいかにせる職務体系を整備し、役職員の成長を促し、働きがいを向上してまいります。

(2) 上場申請会社の企業集団の概要
上場申請会社の概要

商号	三井住友海上グループホールディングス株式会社
事業内容	保険持株会社として、次の業務を行うことを目的とする。 (1) 損害保険会社、生命保険会社、その他保険業法により子会社とすることができる会社の経営管理 (2) その他前号の業務に付帯する業務
本店所在地	東京都中央区
代表者の氏名	江頭 敏明
役員の内就任予定	取締役会長 秦 喜秋 取締役社長 江頭 敏明 専務取締役 中川 敏洋 専務取締役 遠藤 勇 取締役 浅野 広視 取締役 池田 克朗 取締役 市原 等 取締役 柄澤 康喜 取締役 藤本 進 取締役 河野 栄子 取締役 頃安 健司 取締役 高 巖 取締役 関 俊彦 監査役 山下 尚 監査役 飯島 至雄 監査役 安田 莊助 監査役 角田 大憲
資本金	100,000百万円
純資産(連結)	未定であります。
総資産(連結)	未定であります。
決算期	3月31日

上場申請会社の企業集団の概要

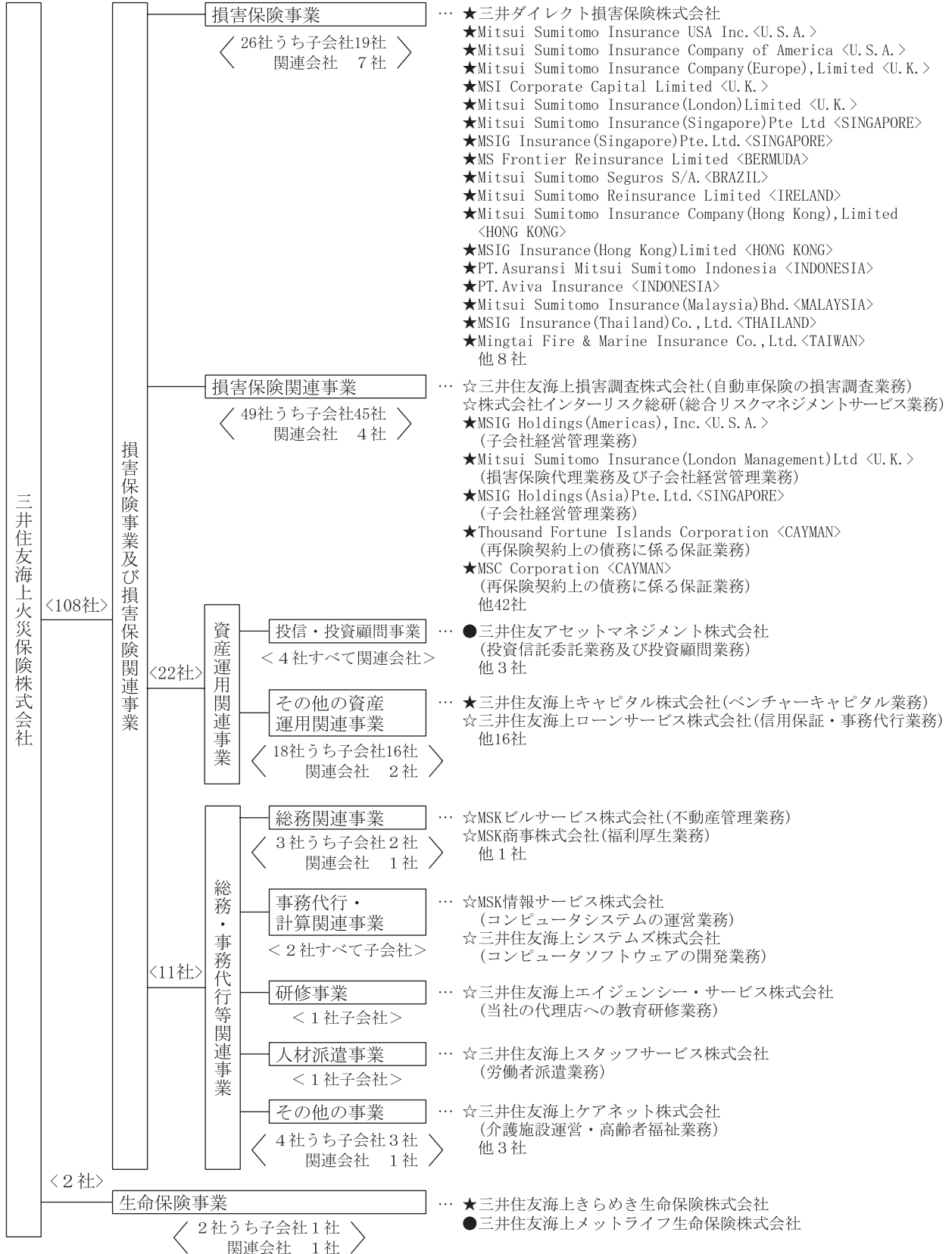
当社と三井住友海上の状況は以下のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権 の所有 割合 (%)	役員の内兼務等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社) 三井住友海上	東京都 中央区	139,595	損害 保険業	100.0	12名	未定	未定	未定	未定

- (注) 1 特定子会社に該当しております。
2 有価証券報告書の提出会社であります。

本株式移転に伴う当社設立後、三井住友海上は、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる三井住友海上の最近事業年度末日時点の企業集団の概要を示すと、次のとおりであります。なお、最近事業年度末日時点以降において、三井住友海上の企業集団について、重要な変更はありません。

< 事業の概要図 >



- (注) 1 各記号の意味は次のとおりであります。 : 連結子会社 : 非連結子会社 : 持分法適用関連会社
 2 MSIG Holdings(Americas), Inc.は、Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings(U.S.A.), Inc.より社名を変更しております。
 3 MSIG Insurance(Singapore)Pte.Ltd.は、Aviva General Insurance Pte.Ltd.より社名を変更しております。
 4 MSIG Insurance(Hong Kong)Limitedは、Aviva General Insurance Limitedより社名を変更しております。
 5 MSIG Insurance(Thailand)Co.,Ltd.は、Aviva Insurance(Thai)Co.,Ltd.より社名を変更しております。

< 関係会社の状況 >

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(連結子会社)					
三井住友海上きらめき生命保険株式会社	東京都千代田区	35,500百万円	生命保険事業	100.0%	三井住友海上が業務の代理及び事務の代行を行っております。 三井住友海上の建物の一部を賃貸しております。 役員の兼任等 10名
三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区	1,000百万円	損害保険事業	100.0%	役員の兼任等 7名
三井ダイレクト損害保険株式会社	東京都文京区	30,000百万円	損害保険事業	69.6%	三井住友海上と再保険取引を行っております。 役員の兼任等 3名
MSIG Holdings (Americas), Inc.	アメリカ合衆国 ニュージャージー	1米ドル	損害保険事業	100.0%	役員の兼任等 3名
Mitsui Sumitomo Insurance USA Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	5,000千米ドル	損害保険事業	100.0% (100.0%)	三井住友海上と再保険取引を行っております。 役員の兼任等 7名
Mitsui Sumitomo Insurance Company of America	アメリカ合衆国 ニューヨーク	5,000千米ドル	損害保険事業	100.0% (100.0%)	三井住友海上と再保険取引を行っております。 役員の兼任等 7名
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited	イギリス ロンドン	53,900千英ポンド	損害保険事業	100.0%	三井住友海上と再保険取引を行っております。 役員の兼任等 6名
Mitsui Sumitomo Insurance (London Management) Ltd	イギリス ロンドン	30,500千英ポンド	損害保険事業	100.0%	役員の兼任等 4名
Mitsui Sumitomo Insurance (London) Limited	イギリス ロンドン	50,000千英ポンド	損害保険事業	100.0% (100.0%)	役員の兼任等 4名
MSI Corporate Capital Limited	イギリス ロンドン	5,200千英ポンド	損害保険事業	100.0% (100.0%)	役員の兼任等 2名
Mitsui Sumitomo Reinsurance Limited	アイルランド ダブリン	20,000千ユーロ	損害保険事業	100.0%	三井住友海上と再保険取引を行っております。 役員の兼任等 4名
MS Frontier Reinsurance Limited	バミューダ ハミルトン	200,000千米ドル	損害保険事業	100.0%	三井住友海上と再保険取引を行っております。 役員の兼任等 5名
Mitsui Sumitomo Insurance (Singapore) Pte Ltd	シンガポール シンガポール	25,000千シンガポールドル	損害保険事業	100.0%	三井住友海上と再保険取引を行っております。 役員の兼任等 5名
MSIG Holdings (Asia) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	6,700千シンガポールドル	損害保険事業	100.0%	役員の兼任等 3名
MSIG Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	263,442千シンガポールドル	損害保険事業	100.0%	三井住友海上と再保険取引を行っております。 役員の兼任等 1名
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Hong Kong), Limited	中華人民共和国 香港	60,000千香港ドル	損害保険事業	100.0%	三井住友海上と再保険取引を行っております。 三井住友海上が保険引受業務を委託しております。 役員の兼任等 4名
MSIG Insurance (Hong Kong) Limited	中華人民共和国 香港	1,625,842千香港ドル	損害保険事業	100.0%	三井住友海上と再保険取引を行っております。 役員の兼任等 1名
Mingtai Fire & Marine Insurance Co., Ltd.	台湾 台北	2,200百万 新台幣ドル	損害保険事業	100.0%	三井住友海上と再保険取引を行っております。 役員の兼任等 4名
Mitsui Sumitomo Seguros S/A.	ブラジル サンパウロ	131,208千 ブラジルリアル	損害保険事業	93.7% (0.5%)	役員の兼任等 3名
PT. Asuransi Mitsui Sumitomo Indonesia	インドネシア ジャカルタ	40,000百万 インドネシアルピア	損害保険事業	80.0%	三井住友海上と再保険取引を行っております。 役員の兼任等 4名
PT. Aviva Insurance	インドネシア ジャカルタ	21,758百万 インドネシアルピア	損害保険事業	80.0%	三井住友海上と再保険取引を行っております。 役員の兼任等 1名
MSIG Insurance (Thailand) Co.,Ltd.	タイ バンコク	142,666千 タイバーツ	損害保険事業	69.8% (20.8%)	三井住友海上と再保険取引を行っております。
Mitsui Sumitomo Insurance (Malaysia) Bhd.	マレーシア クアラルンプール	212,000千 マレーシアリング	損害保険事業	73.9% (50.0%) [2.1%]	三井住友海上と再保険取引を行っております。 役員の兼任等 2名
Thousand Fortune Islands Corporation	ケイマン グランドケイマン	1千米ドル	損害保険事業	[100.0%]	三井住友海上の再保険契約上の債務を保証しております。
MSC Corporation	ケイマン グランドケイマン	1千米ドル	損害保険事業	[100.0%]	三井住友海上の再保険契約上の債務を保証しております。
その他13社					

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(持分法適用関連会社) 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社	東京都千代田区	28,310百万円	生命保険事業	51.0%	三井住友海上が事務の代行を行っております。 役員の兼任等 4名
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区	2,000百万円	損害保険事業	17.5%	三井住友海上が資産運用の一部を委託しております。 三井住友海上が投信の販売を行っております。 役員の兼任等 1名
その他1社					

- (注) 1 三井住友海上きらめき生命保険株式会社、三井ダイレクト損害保険株式会社、MS Frontier Reinsurance Limited、MSIG Insurance (Singapore) Pte.Ltd.及びMSIG Insurance (Hong Kong) Limitedは、特定子会社に該当しております。
- 2 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
- 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数、[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。
- 4 Thousand Fortune Islands Corporation及びMSC Corporationに対する持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。
- 5 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社に対する議決権の所有割合は51.0%ではありますが、同社は他の会社との共同支配の実態にある合弁会社であるため、子会社としておらず、関連会社としております。

(3) 今後の見通し

本株式移転の実施後、三井住友海上が保有する三井住友海上きらめき生命保険株式会社、三井住友海上メットライフ生命保険株式会社及び三井ダイレクト損害保険株式会社の株式すべてを当社が取得することを予定しております。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

本株式移転は、三井住友海上による単独株式移転であるため、これに係る契約はありません。
なお、三井住友海上の取締役会が決定した株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書（写）」のとおりであります。

株式移転計画書（写）

三井住友海上火災保険株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数）

第1条 乙の商号及び本店の所在地は次のとおりとする。

(1) 商号

三井住友海上グループホールディングス株式会社

(2) 本店の所在地

東京都中央区

2. 前号に定めるほか、乙の目的、発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は別紙「三井住友海上グループホールディングス株式会社 定款」に記載のとおりとする。

（乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称）

第2条 乙の設立に際して取締役となる者の氏名は次のとおりとする。

秦 喜秋

江頭 敏明

中川 敏洋

遠藤 勇

浅野 広視

池田 克朗

市原 等

柄澤 康喜

藤本 進

河野 栄子

頃安 健司

高 巖

関 俊彦

2. 乙の設立に際して監査役となる者の氏名は次のとおりとする。

山下 尚

飯島 至雄

安田 莊助

角田 大憲

3. 乙の設立に際して全社外監査役の補欠として補欠監査役となる者の氏名は次のとおりとする。

野村 晋右

4. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

あずさ監査法人

（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 乙は、本株式移転に際して、甲の株主に対し、その所有する甲の株式に代わり、第5条に定める乙の成立の日の前日の甲の最終の発行済株式の数に0.3を乗じた数の合計に相当する数（ただし、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式移転に際して、前項の乙の株式を、第5条に定める乙の成立の日の前日の甲の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。）に記載又は記録された甲の株主（実質株主を含む。以下同

じ。)に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式0.3株の割合をもって割り当てる。

(乙の資本金及び準備金の額)

第4条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
100,000,000,000円
- (2) 資本準備金の額
179,191,046,990円
- (3) 利益準備金の額
0円

(乙の成立の日)

第5条 乙の設立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、平成20年4月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(乙の上場証券取引所)

第6条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所への上場を予定する。

(乙の株主名簿管理人)

第7条 乙の株主名簿管理人は、住友信託銀行株式会社とする。

(事情変更)

第8条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力の発生)

第9条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等(関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。)が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成19年11月20日

三井住友海上グループホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、三井住友海上グループホールディングス株式会社と称し、英文では、Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings, Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、保険持株会社として、次の業務を行うことを目的とする。

- (1) 損害保険会社、生命保険会社、その他保険業法により子会社とすることができる会社の経営管理
- (2) その他前号の業務に付帯する業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都及び大阪市において発行される日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、9億株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第9条 当社の単元株式数は、100株とする。

2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に

掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第11条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第13条 当社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続等は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(招集地)

第15条 当社の株主総会は、東京都区内において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第16条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

2 株主の請求により招集した株主総会の議長は、出席株主の互選によって定める。

(株主総会参考書類等のみなし提供)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第21条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第22条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(補充選任)

第24条 取締役に欠員を生じた場合においても、法定の員数を欠かないときは、補充選任を行わないことができる。

(代表取締役及び取締役の役割)

第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

(取締役会の招集)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集する。

- 2 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
- 3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第31条 当社の監査役は、6名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任決議の効力)

第33条 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮がされない限り、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(補充選任)

第35条 監査役に欠員を生じた場合においても、法定の員数を欠かないときは、補充選任を行わないことができる。

(常勤の監査役及び常任監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

2 監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。

(監査役会の招集)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
- 4 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。
- 5 前項の金銭には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第41条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成21年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬等)

第2条 第29条及び第39条の規定にかかわらず、当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬は年額5億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とし、最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬は年額1億1,000万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以 上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

本株式移転は、三井住友海上単独による株式移転によって当社1社を設立するものであり、株式移転時の三井住友海上の株主構成と当社の株主構成に基本的に変化はありません。このため、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義としつつ、株式の投資単位を三井住友海上株式の投資単位の約3分の1とすることにより、個人投資家層の拡大及び株式の流動性向上を図ることを目的として、三井住友海上の普通株式1株に対して当社の普通株式0.3株を割り当て、あわせて、当社の定款において、単元株式数を100株とするものであります。この結果、発行される当社の株式の数は453,955,464株となる見込みであります。

なお、上記理由により、第三者機関の算定は行っておりません。

(注) 三井住友海上は、平成20年1月31日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、平成20年3月31日付で、同日時点で保有する自己株式すべてを消却することを決議いたしました。この決議に基づく自己株式の消却(以下「株式移転完全子会社が行う自己株式の消却」といいます。)により、発行される当社の株式の数が変動(減少)することがあります。

変動(減少)後の発行される当社の株式の数は、上記の数から、株式移転完全子会社が行う自己株式の消却により消却される自己株式の数に0.3を乗じた数を減じた数(1に満たない端数がある場合はこれを切り捨てた数。)であります。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 買取請求権の行使の方法

三井住友海上の株主が、その有する三井住友海上の普通株式につき、三井住友海上に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成20年1月31日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を三井住友海上に対して通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、三井住友海上が会社法第806条第4項の公告を行った平成20年1月31日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法

議決権の行使の方法としては、平成20年1月31日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、書面の郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成20年1月30日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。

書面の郵送による方法は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年1月30日午後5時までに、三井住友海上（の株主名簿管理人）に到着するよう返送することが必要となります。

インターネットによる方法は、議決権行使サイト<http://www.webdk.net>にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成20年1月30日午後5時までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、インターネットにより議決権を行使した場合は、議決権行使書用紙を返送した場合でも、インターネットによる登録の内容が議決権行使として取り扱われます。また、インターネットによって、複数回数、議決権を行使した場合は、最後に行った登録の内容が有効な議決権行使として取り扱われます。

(3) 組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される株式は、平成20年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に割り当てられます。

本株式移転によって発行される株式は、株券等の保管振替制度を利用している株式につきましては、特段の手続を経ることなく株式を受け取ることができます。

それ以外の株式の場合には、株券提出期間内に三井住友海上の株主名簿管理人に株券を提出することによって、本株式移転の効力発生後一定期間経過後に、当社の新株券を受け取ることができます。

7 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の規定に基づき、株式移転計画並びに会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項の内容を記載した書類を、三井住友海上の本店において、平成20年1月16日より備え置いております。

株式移転計画は、平成19年11月20日開催の三井住友海上の取締役会において決定されたものであり、その内容は「第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載のとおりであります。

会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項の内容を記載した書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明したものであります。

また、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の規定に基づき、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項に係る変更後の事項並びに三井住友海上において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書類を、三井住友海上の本店において、平成20年1月31日より備え置いております。

会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項に係る変更後の事項の内容を記載した書類は、三井住友海上が平成20年1月31日開催の取締役会において会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議した旨及びその内容並びにこの決議に基づく自己株式の消却により当社が株式移転に際して発行する株式の数に変動が生じることがある旨等を記載したものであります。

三井住友海上において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書類は、三井住友海上が平成20年1月31日開催の取締役会において会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第1項の規定に基づき自己の株式を取得することを決議した旨及びその内容等を記載したものであります。

これらの書類は、三井住友海上の営業時間内に三井住友海上の本店において閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

本株式移転は、会社法第772条第1項に定める単独株式移転の方法によることとされており、その日程は次に記載のとおりであります。ただし、天災地変その他の事由により三井住友海上の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、三井住友海上の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止する場合があります。

平成19年11月20日	本株式移転決議取締役会
平成19年12月5日	臨時株主総会基準日
平成20年1月31日	本株式移転計画承認株主総会
平成20年4月1日	新会社設立登記日（効力発生日）
平成20年4月1日	当社株式上場日

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

三井住友海上の株主が、その有する三井住友海上の普通株式につき、三井住友海上に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成20年1月31日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を三井住友海上に対して通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、三井住友海上が会社法第806条第4項の公告を行った平成20年1月31日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となる三井住友海上の最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりであります。これら三井住友海上の経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられますが、当社の主要な経営指標として、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けているものではありません。

なお、本株式移転は、三井住友海上の普通株式1株に対して当社の普通株式0.3株を割り当てるものであるため、当社の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、以下の各数値と異なります。

主要な経営指標等の推移
連結経営指標等の推移

連結会計年度	自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
経常収益 (百万円)	1,920,379	2,066,500	2,021,917	2,106,874	2,117,072
正味収入保険料 (百万円)	1,303,946	1,379,119	1,407,328	1,464,107	1,492,808
経常利益 (百万円)	49,557	174,943	87,577	127,710	91,684
当期純利益 (百万円)	32,812	77,787	65,725	71,660	60,796
純資産額 (百万円)	1,041,955	1,401,911	1,461,575	2,027,469	2,182,877
総資産額 (百万円)	6,477,614	7,126,961	7,402,311	8,592,873	9,011,652
1株当たり純資産額 (円)	717.74	963.51	1,021.13	1,427.17	1,536.71
1株当たり当期純利益 (円)	22.46	53.94	45.51	50.27	42.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	21.35	52.78	-	-	-
自己資本比率 (%)	16.08	19.67	19.74	23.60	24.06
自己資本利益率 (%)	2.84	6.37	4.59	4.11	2.90
株価収益率 (倍)	22.62	20.54	21.60	31.85	34.54
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	75,878	181,584	160,695	313,007	227,417
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,213	155,321	222,940	264,352	220,522
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	78,840	37,727	63,622	33,580	37,358
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	370,775	363,011	365,815	386,179	365,350
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	16,013 〔 - 〕	15,980 〔 - 〕	16,432 〔 - 〕	18,154 〔 - 〕	18,882 〔 - 〕

(注) 1 純資産額の算定にあたり、平成19年3月31日をもって終了する連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2 平成17年3月31日をもって終了する連結会計年度から、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、三井住友海上の主要な経営指標等の推移は以下のとおりであります。

(1) 三井住友海上の最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報 主要な経営指標等の推移 連結経営指標等の推移」に記載のとおりであります。

(2) 三井住友海上の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第86期	第87期	第88期	第89期	第90期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
正味収入保険料 (対前期増減()率)	(百万円) (%)	1,235,313 (38.90)	1,289,665 (4.40)	1,314,332 (1.91)	1,332,837 (1.41)	1,325,011 (0.59)
経常利益 (対前期増減()率)	(百万円) (%)	47,679 (4.36)	166,584 (249.39)	79,386 (52.34)	115,489 (45.48)	80,158 (30.59)
当期純利益 (対前期増減()率)	(百万円) (%)	32,362 (96.78)	72,955 (125.43)	60,765 (16.71)	64,842 (6.71)	55,352 (14.64)
正味損害率	(%)	54.88	54.99	63.82	59.90	63.12
正味事業費率	(%)	33.83	32.24	31.24	30.89	30.77
利息及び配当金収入 (対前期増減()率)	(百万円) (%)	116,816 (27.57)	114,322 (2.14)	110,477 (3.36)	136,903 (23.92)	151,243 (10.47)
運用資産利回り (インカム利回り)	(%)	2.37	2.33	2.23	2.70	2.92
運用資産利回り (実現利回り)	(%)	1.82	4.01	3.24	3.38	3.50
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株)	128,476 (1,479,894)	139,595 (1,513,184)	139,595 (1,513,184)	139,595 (1,513,184)	139,595 (1,513,184)
純資産額	(百万円)	1,026,508	1,400,074	1,452,642	2,006,423	2,127,884
総資産額	(百万円)	5,900,738	6,457,173	6,580,694	7,537,443	7,744,782
1株当たり純資産額	(円)	707.10	962.25	1,014.89	1,412.35	1,507.85
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) (円)	7.50 (-)	8.50 (-)	9.50 (-)	13.00 (4.00)	14.00 (6.00)
1株当たり当期純利益	(円)	22.15	50.59	42.08	45.49	38.98
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	(円)	21.07	49.50	-	-	-
自己資本比率	(%)	17.40	21.68	22.07	26.62	27.48
自己資本利益率	(%)	2.83	6.01	4.26	3.75	2.68
株価収益率	(倍)	22.93	21.90	23.36	35.19	37.94
配当性向	(%)	33.86	16.80	22.58	28.58	35.92
従業員数 〔外、平均臨時雇用者 数〕	(人)	14,042 〔-〕	13,930 〔-〕	13,534 〔-〕	13,458 〔-〕	13,414 〔-〕

- (注) 1 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
2 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
3 運用資産利回り(インカム利回り) = 利息及び配当金収入 ÷ 平均運用額
4 運用資産利回り(実現利回り) = 資産運用損益 ÷ 平均運用額
5 純資産額の算定にあたり、第90期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

6 第 88 期から、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 【沿革】

平成19年 8 月22日	三井住友海上の取締役会において、株主総会の承認と関係当局の認可を前提として、平成20年度中できる限り早期に、三井住友海上の単独株式移転により持株会社を設立して、グループ経営体制を強化することを決定
平成19年10月23日	三井住友海上の取締役会において、新たに設立する持株会社の商号を「三井住友海上グループホールディングス株式会社」とすることその他持株会社の基本事項について決定
平成19年11月20日	三井住友海上の取締役会において、三井住友海上の単独株式移転による持株会社「三井住友海上グループホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」を決定
平成19年12月19日	三井住友海上の取締役会において、三井住友海上の株主総会に付議すべき本株式移転に関する議案の内容を決定
平成20年 1 月31日	三井住友海上の臨時株主総会において、三井住友海上が単独で株式移転の方法により当社を設立し、三井住友海上がその完全子会社になることについて決議
平成20年 4 月 1 日	三井住友海上が株式移転の方法により当社を設立（予定） 当社普通株式を東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に上場（予定）

なお、当社の完全子会社となる三井住友海上の沿革につきましては、別添の三井住友海上の有価証券報告書をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、保険持株会社として、損害保険会社、生命保険会社、その他保険業法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行っております。

また、三井住友海上の最近事業年度末日現在当社の関係会社において営まれている主な事業の内容は以下のとおりであります。なお、三井住友海上の最近事業年度末日時点以降において、当社の関係会社において営まれている主な事業について、重要な変更はありません。

(1) 損害保険事業及び損害保険関連事業

損害保険事業

日本国内では三井住友海上及びその子会社 1 社が損害保険事業を行っております。諸外国では三井住友海上のほか、Mitsui Sumitomo Insurance USA Inc.、Mitsui Sumitomo Insurance Company of America、Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited、Mitsui Sumitomo Insurance (Singapore) Pte Ltd等子会社18社及び関連会社 7 社が損害保険事業を行っております。

損害保険関連事業

日本国内では三井住友海上損害調査株式会社等子会社11社及び関連会社 1 社が、諸外国ではMSIG Holdings (Americas), Inc.等子会社34社及び関連会社 3 社が損害保険関連事業を行っております。

資産運用関連事業

イ 投信・投資顧問事業

日本国内では三井住友アセットマネジメント株式会社（関連会社）が投信・投資顧問事業を、諸外国では関連会社3社が投資顧問事業を行っております。

ロ その他の資産運用関連事業

日本国内では三井住友海上キャピタル株式会社等子会社14社が、諸外国では子会社2社及び関連会社2社がその他の資産運用関連事業を行っております。

総務・事務代行等関連事業

子会社9社及び関連会社2社が主に三井住友海上からの委託を受けて以下の事業を行っております。

イ 総務関連事業

MSKビルサービス株式会社（不動産管理業務）等子会社2社及び関連会社1社が総務関連事業を行っております。

ロ 事務代行・計算関連事業

MSK情報サービス株式会社（コンピュータシステムの運営業務）及び三井住友海上システムズ株式会社（コンピュータソフトウェアの開発業務）の子会社2社が事務代行・計算関連事業を行っております。

ハ 研修事業

三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社（子会社）が研修事業を行っております。

ニ 人材派遣事業

三井住友海上スタッフサービス株式会社（子会社）が人材派遣事業を行っております。

ホ その他の事業

子会社等が行っているその他の事業として、三井住友海上ケアネット株式会社（子会社）の介護施設運営、高齢者福祉業務等があります。

(2) 生命保険事業

日本国内において三井住友海上きらめき生命保険株式会社（子会社）及び三井住友海上メットライフ生命保険株式会社（関連会社）が生命保険事業を行っております。

4 【関係会社の状況】

「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等 (2) 上場申請会社の企業集団の概要 上場申請会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社は新設会社であるため、当社の完全子会社となる三井住友海上の平成19年9月30日現在の連結会社の状況を記載しております。

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
損害保険事業	19,051
生命保険事業	623
合計	19,674

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(2) 上場申請会社の状況

従業員数	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
未定	-	-	-

(注) 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与については、従業員数が未定であるため記載していません。

(3) 労働組合の状況

上場申請会社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結子会社の状況

当社の完全子会社となる三井住友海上の平成19年3月31日現在の労働組合の状況は以下のとおりであります。

三井住友海上グループの主な労働組合としては、三井住友海上労働組合(組合員数12,497名)、全日本損害保険労働組合三井住友支部(組合員数14名)の2組合が組織されております。なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2 【保険引受及び資産運用の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

4 【事業等のリスク】

当社グループの業績及び財政状態に関して投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりであります。

なお、本項に記載した将来に関する事項は本報告書提出日現在において三井住友海上が判断したものであります。

(1) 自然災害の発生による多額の保険金支払のリスク

台風や地震等の自然災害による損害はときに巨額になることから、当社グループでは、再保険の利用や異常危険準備金の積み立てによってこれらの損害に備えておりますが、地球温暖化の影響等に伴う異常気象などにより予想を超える巨大な自然災害が発生する可能性があり、これらに係る多額の保険金の支払いにより業績が悪化するリスクがあります。

また、支払保険金の増加等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく高いコストを必要としたり、著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクがあります。

(2) 再保険取引に関するリスク

当社グループでは、保険契約によって引き受けた保険責任を分散し、収益を安定させる目的で再保険を利用しておりますが、再保険市場の状況変化により、再保険料が高騰して収支が悪化するリスクや十分な再保険手配ができずに保険引受能力が低下するリスクがあります。

また、再保険会社の破綻等により再保険金の回収ができなくなるという再保険会社の信用リスクを負っております。

- (3) 資産運用に関するリスク
当社グループは、有価証券・貸付金・不動産等様々な運用資産を保有しておりますが、これらの資産については主に次のようなリスクがあります。
- 株価下落リスク
取引先との中長期的な関係維持の観点等から大量の株式を保有しておりますが、今後大幅に株式相場が下落した場合には、評価損や売却損が発生するリスクがあります。
 - 金利リスク
保有している債券、貸付金等の固定金利資産については、金利が上昇した場合に資産価値が減少するリスクがあります。
 - 為替リスク
米ドル、ユーロを中心とした外貨建て資産を保有しておりますが、為替変動の影響によりこれらの資産価値が下落するリスクがあります。
 - 信用リスク
保有している株式や社債、貸付金等の資産については、株式や社債の発行者又は貸付先の信用力の低下や破綻によって、資産価値が減少したり、元本や利息の回収ができなくなるリスクがあります。
- (4) 予期せぬ経済環境・社会環境等の変化により損失が発生するリスク
保険会社は、予め将来発生するであろう損害を予測して保険料の水準を設定しますが、実際に発生する損害額は予測を上回る可能性があります。特に保険期間が長期にわたる場合には、当初想定した環境・条件等が大きく変動し、予期せぬ損害が発生する可能性があり、このため、保険契約準備金の積み増しが必要になる等収益が圧迫されるリスクがあります。
また、当社グループでは予め固定された予定利率による積立保険や長期の第三分野商品・生命保険等を販売しておりますが、将来の金利変動により当該金利適用に基づく保険負債の評価額が変動するリスクがあります。
- (5) 更なる規制緩和や新規参入者の増加等により競争が激化するリスク
規制緩和の進展により、生損保相互参入、外国保険会社や異業種企業による損害保険事業への新規参入、料率水準の低下等の影響を受け、当社グループを取り巻く環境は厳しくなっておりますが、更なる規制緩和や新規参入者の増加により競争が一層激化し、収益が圧迫されるリスクがあります。
- (6) 生命保険事業のリスク
当社グループでは、生命保険事業を展開しておりますが、生命保険事業においても損害保険事業と同様、予期せぬ経済環境・社会環境等の変化により損失が発生するリスクや、更なる規制緩和により競争が激化するリスク等があります。
- (7) 海外事業に関するリスク
アジア・欧州・米州等において支店や子会社等を通じて積極的に海外事業を展開しておりますが、これらの国々における予期せぬ政治・経済・社会環境の変化や諸規制の変更及び為替の変動等のリスクがあります。
- (8) お客さま情報の漏洩等に関するリスク
当社グループは、個人情報を含む大量のお客さま情報を保有しておりますが、万一、重大な漏洩等が発生した場合にはお客さまの信頼や社会的信用を失うリスクがあります。また、漏洩等の原因となった業務運営の不備に関して監督当局から行政処分を受ける可能性があり、このため、当社グループの業績に影響が生じるリスクがあります。

(9) 事業運営に関するリスク

事業運営リスクは、当社グループの事業活動にかかるものであり、事務ミス、法令違反、従業員による不正、外部の者による犯罪行為、情報システムの障害、災害の発生等によって、お客さまの信頼や社会的信用を失うリスクや業務運営が阻害されるリスクがあります。また、これらを原因として監督当局から行政処分を受ける可能性があり、このため当社グループの業績に影響が生じるリスクがあります。

(10) 法律や諸制度の変更によるリスク

当社グループは、保険業法等法令による規制を受けつつ営業しており、また、諸会計基準に従って財務報告を行っております。今後これらの法令や制度が改定され、保険商品の販売方法や商品内容を変更したり、保険契約準備金の積立方法や会計処理を変更すること等によって、当社グループの業績に影響が生じるリスクがあります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

- (1) 上場申請会社の状況
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (2) 連結子会社
別添の三井住友海上の有価証券報告書をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

- (1) 上場申請会社の状況
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (2) 連結子会社
別添の三井住友海上の有価証券報告書をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 上場申請会社の状況
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (2) 連結子会社
別添の三井住友海上の有価証券報告書をご参照ください。

第4 【上場申請会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株) (平成20年4月1日現在)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名
普通株式	453,955,464	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部
計	453,955,464	-

(注) 三井住友海上の発行済株式総数 1,513,184,880 株(平成 19 年 12 月 5 日現在)に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しておりますが、実際に当社が交付する新株式数は株式移転完全子会社が行う自己株式の消却により変動することがあります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日	453,955,464	453,955,464	100,000	100,000	179,191	179,191

(注) 三井住友海上の発行済株式総数 1,513,184,880 株(平成 19 年 12 月 5 日現在)に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しておりますが、発行済株式総数増減数及び発行済株式総数残高は株式移転完全子会社が行う自己株式の消却により変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

平成20年4月1日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	178	52	788	507	8	31,448	32,982	-
所有株式数（単元）	60	1,247,604	36,855	553,320	1,940,490	111	734,972	4,513,412	2,614,264
所有株式数の割合（%）	0.00	27.64	0.82	12.26	42.99	0.00	16.28	100.00	-

(注) 1 三井住友海上の平成19年12月5日現在の所有者別状況に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。

2 三井住友海上名義の株式30,679,183株は、「個人その他」に306,791単元及び「単元未満株式の状況」に83株含まれております。

なお、同社は、株式移転完全子会社が行う自己株式の消却により当社株式の割当てを受けないこととなる予定であります。

3 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ96単元及び27株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（百株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2-27-2	306,791	6.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	197,454	4.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1-8-11	172,119	3.79
ヒーロー・アンド・カンパニー （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	C/O ザ バンク オブ ニューヨーク 101 バークレイズ ストリート 22階 ウェスト, ニューヨーク, ニューヨーク 10286 米国 （東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事業部）	129,375	2.85
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー - 505103 （常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）	P.O.BOX 351 ポストンマサチューセッツ 02101 米国 （東京都中央区日本橋兜町6-7）	105,377	2.32

日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1 - 6 - 6 日本生命証券管理部内	99,642	2.19
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エスエル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	ウールゲート ハウス, コールマンストリート ロンドン EC 2 P 2 HD, 英国 (東京都中央区日本橋兜町 6 - 7)	86,268	1.90
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	270 パークアベニュー ニューヨーク ニューヨーク 10017 米国 (東京都中央区日本橋兜町 6 - 7)	81,138	1.79
ナッツ・クムコ (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	111 ウォール ストリート ニューヨーク, ニューヨーク 10015 米国 (東京都千代田区丸の内 1 - 3 - 2)	78,678	1.73
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニ - (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 ポストン マサチューセッツ 02101 米国 (東京都中央区日本橋兜町 6 - 7)	73,093	1.61
計	-	1,329,936	29.30

(注) 1 三井住友海上の平成 19 年 12 月 5 日現在の大株主の状況に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。

2 三井住友海上は当社の完全子会社となるため、議決権を有しないこととなる株主であります。

なお、三井住友海上は、株式移転完全子会社が行う自己株式の消却により当社株式の割当てを受けないこととなる予定であります。

3 ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーが平成19年12月17日付で関東財務局長に提出した大量保有報告書(変更報告書)に、平成19年12月10日現在で以下の株式を保有している旨の記載がありますが、三井住友海上として平成19年12月5日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー	500号室, 11988 エル・カミノ・レアル, サンディエゴ, カリフォルニア 92191-9048 米国	521,657	11.49

(注) 所有株式数は、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成20年4月1日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式 30,679,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 420,662,100	4,206,525	-
単元未満株式	2,614,264	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	453,955,464	-	-
総株主の議決権	-	4,206,525	-

(注) 1 三井住友海上の平成19年12月5日現在の議決権の状況に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が9,600株含まれております。

なお、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数96個は、「議決権の数」欄に含まれておりません。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が27株、三井住友海上名義の相互保有株式が83株含まれております。

なお、三井住友海上は、株式移転完全子会社が行う自己株式の消却により当社株式の割当てを受けないこととなる予定であります。

【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数	他人名義所有株式数	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(相互保有株式) 三井住友海上火災 保険株式会社	東京都中央区新川 2-27-2	30,679,100	-	30,679,100	6.76
計	-	30,679,100	-	30,679,100	6.76

(注) 1 三井住友海上の平成19年12月5日現在の議決権の状況に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。

2 三井住友海上は、株式移転完全子会社が行う自己株式の消却により当社株式の割当てを受けないこととなる予定であります。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

本報告書提出日現在未定であります。

なお、当社では、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、三井住友海上の株価の推移は以下のとおりであります。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第86期	第87期	第88期	第89期	第90期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	706	1,155	1,186	1,626	1,694
最低(円)	471	507	852	918	1,226

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,592	1,522	1,421	1,457	1,345	1,292
最低(円)	1,327	1,173	1,125	1,245	1,093	1,077

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役会長	-	秦 喜 秋	昭和20年 11月4日生	昭和43年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成2年6月 同社大阪営業第二部長 平成2年10月 同社大阪本社営業第二部長 平成4年6月 同社社長室長 平成7年6月 同社取締役社長室長 平成10年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社常務取締役関東甲信越営業本部長 平成12年6月 同社常務取締役リスクマネジメント企画 本部兼関東甲信越営業本部長 平成12年6月 同社常務取締役常務執行役員リスクマネ ジメント企画本部長兼関東甲信越営業本 部長 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社常務取締 役常務執行役員 平成14年6月 同社専務取締役専務執行役員 平成17年4月 同社取締役 副社長執行役員 平成18年4月 同社取締役共同最高経営責任者 平成18年6月 同社取締役会長共同最高経営責任者 平成18年8月 同社取締役会長（現職） 平成20年4月 当社取締役会長（予定）	下記(注)3 記載のとおり	278
代表取締役 取締役社長	-	江 頭 敏 明	昭和23年 11月30日生	昭和47年4月 大正海上火災保険株式会社（現三井住友 海上火災保険株式会社）入社 平成7年4月 同社火災新種商品企画部保証信用保険室 長 平成9年6月 同社社長室部長 平成11年4月 同社商品業務統括火災新種業務部長 平成12年5月 同社社長室（休職 社団法人日本損害保 険協会出向）部長 平成13年4月 同社商品業務統括火災新種業務部長 平成13年10月 同社執行役員火災新種保険部長 平成14年6月 同社執行役員中国本部長 平成15年6月 同社常務執行役員中国本部長 平成16年4月 同社常務執行役員神奈川静岡本部長 平成17年10月 同社常務執行役員神奈川静岡本部長兼同 本部損害サービス改革本部長 平成18年4月 同社共同最高経営責任者 平成18年6月 同社取締役社長共同最高経営責任者 平成18年8月 同社取締役社長最高経営責任者 平成18年9月 同社取締役社長 社長執行役員（現職） 平成20年4月 当社取締役社長（予定）	下記(注)3 記載のとおり	39
取締役	-	中 川 敏 洋	昭和23年 7月14日生	昭和47年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成8年4月 同社埼玉東支店長 平成10年2月 同社岡山支店長 平成12年6月 同社中・四国営業本部長 平成12年6月 同社執行役員中・四国営業本部長 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 四国本部長 平成14年6月 同社執行役員千葉埼玉本部長 平成16年4月 同社常務執行役員関東甲信越本部長 平成17年10月 同社常務執行役員関東甲信越本部長兼同 本部損害サービス改革本部長 平成18年4月 同社専務執行役員関東甲信越本部長兼同 本部損害サービス改革本部長 平成19年4月 同社専務執行役員関東甲信越本部長兼同 本部損害サービス・イノベーション本部 長 平成20年4月 当社取締役（予定）	下記(注)3 記載のとおり	129

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	-	遠藤 勇	昭和23年 11月13日生	昭和47年5月 大正海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社)入社 平成9年4月 同社社長室部長(秘書担当) 平成9年11月 同社社長室部長(秘書担当)兼社長室企業革新推進室長 平成10年4月 同社社長室部長(秘書担当)兼社長室部長(企業革新推進担当) 平成10年8月 同社社長室部長(企業革新推進担当) 平成12年4月 同社国際業務部長 平成12年6月 同社国際業務部長兼コンプライアンス推進室部長 平成13年10月 同社東京企業第二本部企業営業第二部長 平成15年6月 同社執行役員東京企業第二本部企業営業第二部長 平成16年4月 同社執行役員国際業務部長 平成17年4月 同社常務執行役員国際業務部長 平成17年7月 同社常務執行役員 平成18年4月 同社専務執行役員 平成19年6月 同社取締役専務執行役員 平成20年4月 当社専務取締役(予定)	下記(注)3 記載のとおり	27
取締役	-	浅野 広視	昭和25年 12月13日生	昭和48年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成7年6月 同社仙台支店長 平成9年4月 同社社長室業務担当部長兼業務管理部長 平成10年4月 同社社長室業務特命部長兼業務管理部長 平成10年6月 同社社長室長兼業務管理部長 平成12年2月 同社統合推進室長 平成12年6月 同社執行役員統合推進室長 平成13年6月 同社取締役執行役員統合推進室長 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社取締役執行役員経営企画部長 平成16年4月 同社常務取締役常務執行役員 平成17年4月 同社取締役常務執行役員 平成18年4月 同社取締役専務執行役員 平成18年10月 同社取締役専務執行役員商品本部長 平成20年4月 同社取締役専務執行役員(現職) 平成20年4月 当社取締役(予定)	下記(注)3 記載のとおり	89
取締役	-	柄澤 康喜	昭和25年 10月27日生	昭和50年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成10年6月 同社広報部長 平成12年2月 同社社長室長兼業務管理部長 平成12年4月 同社社長室長 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社経営企画部業務企画特命部長 平成14年7月 同社金融サービス本部財務企画部長 平成16年4月 同社執行役員経営企画部長 平成17年6月 同社取締役執行役員経営企画部長 平成18年4月 同社取締役常務執行役員 平成20年4月 同社取締役専務執行役員(現職) 平成20年4月 当社取締役(予定)	下記(注)3 記載のとおり	42
取締役	-	池田 克朗	昭和26年 9月8日生	昭和49年4月 大正海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社)入社 平成10年4月 同社運用本部金融サービス部長 平成11年6月 同社経理部長 平成15年6月 同社取締役執行役員経理部長 平成17年4月 同社取締役常務執行役員 平成18年4月 同社取締役常務執行役員金融サービス本部長(現職) 平成20年4月 当社取締役(予定)	下記(注)3 記載のとおり	66

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	-	市原 等	昭和26年 6月19日生	昭和49年4月 大正海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社)入社 平成13年4月 同社事務推進部長 平成13年10月 同社営業事務部事務統合特命部長 平成14年7月 同社営業事務部長 平成16年4月 同社執行役員人事部長 平成18年4月 同社常務執行役員 平成18年6月 同社取締役常務執行役員(現職) 平成20年4月 当社取締役(予定)	下記(注)3 記載のとおり	45
取締役	-	藤本 進	昭和23年 12月5日生	昭和47年4月 大蔵省入省 平成10年6月 同省横浜税関長 平成11年7月 同省大臣官房審議官 平成14年7月 欧州復興開発銀行理事 平成17年8月 三井住友海上火災保険株式会社顧問 平成19年6月 同社取締役 平成20年4月 同社取締役常務執行役員(現職) 平成20年4月 当社取締役(予定)	下記(注)3 記載のとおり	21
取締役 (非常勤)	-	河野 栄子	昭和21年 1月1日生	昭和44年12月 株式会社日本リクルートセンター(現株式会社リクルート)入社 昭和59年4月 同社取締役広告事業本部副本部長 昭和59年11月 同社取締役広告事業本部本部長 昭和60年8月 同社常務取締役 昭和61年11月 同社専務取締役 平成6年7月 同社取締役副社長 平成9年6月 同社取締役社長 平成15年6月 同社取締役会長兼CEO 平成16年4月 同社取締役会長兼取締役会議長 平成16年6月 三井住友海上火災保険株式会社監査役 平成17年6月 株式会社リクルート特別顧問(現職) 三井住友海上火災保険株式会社取締役(現職) 平成20年4月 当社取締役(予定)	下記(注)3 記載のとおり	0
取締役 (非常勤)	-	頃安 健司	昭和17年 4月16日生	昭和42年4月 東京地方検察庁検事 平成8年1月 法務省官房長 平成9年12月 最高検察庁総務部長 平成11年4月 同庁刑事部長 平成11年12月 法務総合研究所長 平成13年5月 札幌高等検察庁検事長 平成14年6月 名古屋高等検察庁検事長 平成15年2月 大阪高等検察庁検事長 平成16年7月 弁護士登録 東京永和法律事務所客員弁護士(現職) 平成17年6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役(現職) 平成20年4月 当社取締役(予定)	下記(注)3 記載のとおり	0
取締役 (非常勤)	-	高 巖	昭和31年 3月10日生	昭和60年4月 財団法人モラロジー研究所経済研究室研究員 平成8年4月 麗澤大学国際経済学部助教授 平成13年4月 同大学国際経済学部教授兼企業倫理研究センター副センター長 平成14年4月 同大学大学院国際経済研究科教授兼企業倫理研究センター副センター長 平成15年4月 同大学大学院国際経済研究科教授兼企業倫理研究センター長(現職) 平成17年6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役(現職) 平成20年4月 当社取締役(予定)	下記(注)3 記載のとおり	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役 (非常勤)	-	関 俊彦	昭和16年 2月28日生	昭和52年4月 昭和59年4月 平成12年4月 平成16年4月 平成16年5月 平成19年6月 平成20年4月	東北大学法学部助教授 同大学法学部教授 同大学大学院法学研究科教授 同大学名誉教授(現職) 法政大学法科大学院教授(現職) 弁護士登録 三井住友海上火災保険株式会社取締役 当社取締役(予定)	下記(注)3 記載のとおり	0
監査役	-	山 下 尚	昭和21年 7月7日生	昭和44年4月 平成8年11月 平成9年6月 平成10年3月 平成10年10月 平成12年4月 平成12年6月 平成13年10月 平成14年6月 平成16年4月 平成17年4月 平成18年4月 平成19年6月 平成20年4月	大正海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社)入社 同社企業官公庁開発部部長 同社証券運用部部長 同社社長室部長 同社金融事業企画部長 同社社長室長 同社執行役員取締役社長室長 同社取締役執行役員金融サービス本部副本部長兼金融サービス本部金融事業部長 同社常務取締役常務執行役員金融サービス本部長 同社専務取締役専務執行役員金融サービス本部長 同社取締役 副社長執行役員金融サービス本部長 同社特別顧問 同社常任監査役(現職) 当社監査役(予定)	下記(注)4 記載のとおり	84
監査役	-	飯 島 至 雄	昭和24年 9月7日生	昭和48年4月 平成9年3月 平成10年4月 平成10年11月 平成12年4月 平成13年10月 平成15年6月 平成18年4月 平成20年4月	住友海上火災保険株式会社入社 同社外国再保険部長 同社国際再保険部長 同社保有再保険部長 同社欧州部長 三井住友海上火災保険株式会社アジア本部シンガポール部長 同社執行役員アジア第二本部長 同社顧問(現職) 当社監査役(予定)	下記(注)4 記載のとおり	49
監査役 (非常勤)	-	安 田 莊 助	昭和18年 12月15日生	昭和54年4月 昭和55年6月 昭和58年2月 平成5年7月 平成11年10月 平成13年9月 平成17年6月 平成20年1月 平成20年4月	公認会計士登録 安田莊助税理士事務所代表(現職) 東京赤坂公認会計士共同事務所代表 東京赤坂監査法人代表社員 東京北斗監査法人(現仰星監査法人)理事長代表社員 日本プライムリアルティ投資法人監督役員(現職) 三井住友海上火災保険株式会社監査役(現職) 仰星監査法人代表社員(現職) 当社監査役(予定)	下記(注)4 記載のとおり	0
監査役 (非常勤)	-	角 田 大 憲	昭和42年 1月29日生	平成6年4月 平成15年3月 平成20年4月	弁護士登録 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)弁護士 中村・角田法律事務所(現中村・角田・松本法律事務所)弁護士(現職) 当社監査役(予定)	下記(注)4 記載のとおり	0
計							876

- (注) 1 河野栄子氏、頃安健司氏、高 巖氏及び関 俊彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 安田莊助氏及び角田大憲氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 取締役の任期は、平成20年4月1日である当社の成立の日より、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 監査役の任期は、平成20年4月1日である当社の成立の日より、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- 4 監査役の任期は、平成20年4月1日である当社の成立の日より、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 役名は、本報告書提出日において決定しているものを記載しております。
- 6 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役を1名選出しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (百株)
野村晋右	昭和20年 6月13日生	昭和45年4月 弁護士登録 柳田法律事務所(現柳田野村法律事務所) 弁護士 平成18年6月 三井住友海上火災保険株式会社 監査役(現職)	0

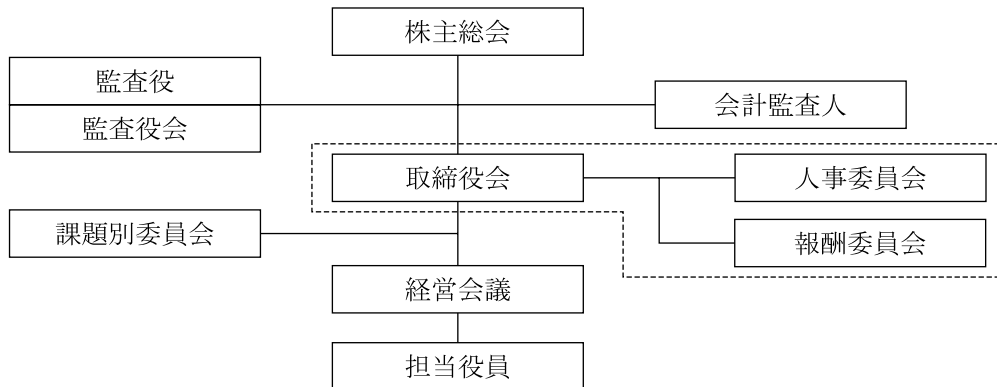
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 会社の機関

当社は、監査役会設置会社として、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しております。

また、取締役会において実質的な論議を可能とするため、取締役の員数を15名以内とする旨を定款に定めるとともに、取締役会の内部委員会として「人事委員会」「報酬委員会」を設置することにより経営の監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行ってまいります。

加えて、グループの経営戦略等を論議する「経営会議」及び特定の経営課題について協議し、意見の相互調整を図ることを目的とする「課題別委員会」を設置しております。



(2) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 会計監査の状況

あずさ監査法人を会計監査人に選任しております。

(4) 監査・監督の各機関の連携状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 役員報酬及び監査報酬

役員報酬

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社では、最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬は年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とし、最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬は年額1億1,000万円以内とする旨を定款に定めております。

監査報酬

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(6) 責任限定契約の締結

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(7) 社外取締役及び社外監査役との関係

当社では、社外取締役4名と社外監査役2名を選任しております。本報告書提出日現在、社外取締役及び社外監査役と当社との間に特別な利害関係はありません。

(8) 取締役の定数

当社では、取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

(9) 取締役の選解任の決議要件

当社では、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

(10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

当社では、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

当社では、社外取締役及び社外監査役を招聘するに当たり、取締役及び監査役の責任を合理的な範囲にとどめることにより、それぞれが職務の執行に際して期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額としております。

当社では、会社法第454条第5項に基づく中間配当制度を導入するため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件の変更

当社では、株主総会における円滑な意思決定を行うために、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までであります。ただし、最初の事業年度は、当社の成立の日から平成21年3月31日までであります。
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、10,000株券、100,000株券及び100株未満の株数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	中間配当金 9月30日 期末配当金 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料 株券喪失登録に係る 手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 無料 無料 株券喪失登録の申請に係る手数料として別途定める金額
単元未満株式の買取り・ 買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 株式の売買委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告といたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都及び大阪市において発行される日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.msig.com/company/notification/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7 【上場申請会社の参考情報】

- 1 【上場申請会社の親会社等の情報】
当社には、親会社等はありません。
- 2 【その他の参考情報】
該当事項はありません。

第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【上場申請会社の特別情報】

第1 【最近の財務諸表】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。